

社会保険 ふくし

2016年
10・11月号



福武線沿線を行く

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

きたこ
〈北府駅〉

福井鉄道本社の最寄り駅。平成22年に携帯電話会社のテレビCMの舞台となり、それがきっかけで「お父さん犬」が名誉駅長に就任しました。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

郵便で
お申し込みください。
※11月1日の消印から有効!!
それ以前の消印は無効となりますので
ご注意ください。



(注) 料金後納・別納郵便は消印が確認できないので、必ず切手貼付でお申し込みください。

社会保険 「けんこうの湯」 「スキーリフト」 「アイススケート」

利用補助券の
ご案内

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康づくりに役立てていただくため、社会保険「けんこうの湯」「スキーリフト」「アイススケート」の利用費用を補助いたします。ご家族や会社の皆様とお気軽にご利用ください。

「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」の利用補助券申込方法

1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(冬季)」・「スキーリフト」・「アイススケート」 利用補助券申込書			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01 アイウ 12345)		
担当者	TEL		
希望枚数	けんこうの湯	枚	合計 枚
	スキーリフト	枚	
	アイススケート	枚	

事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

●上限枚数(「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒 宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

●返信用切手料金

枚数	20枚まで	40枚まで	110枚まで	180枚まで	240枚まで
切手料金	82円	92円	140円	205円	250円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

- 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
●先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了とします。
●料金後納郵便の場合、消印の日付がないので到着順となります。
●各利用補助券とも期間中1人1回限りの利用とします。
●平成28年度の協会費が未納の事業所は利用できません。
★11月1日より前の消印や返信用封筒(切手貼付・宛先記入)がない場合は無効とさせていただきますのでご了承ください。

けんこうの湯(冬季)

- 期 間／12月23日～2月28日
- 場 所／① 法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャム勝山)
② 溪流温泉「冠荘」
③ 今庄365温泉「やすらぎ」
④ 光明石温泉(人工)「つめがの湯」(ニューサンピア敦賀)
⑤ ふくい健康の森「健康の森温泉」 **新規**
⑥ 御食国若狭おばま「濱の湯」 **新規**
- 利用補助券発行予定枚数／6,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)
- 補助額／入浴料の一部(500円)を補助します。

スキーリフト

- 期 間／12月23日～2月28日
- 場 所／① スキージャム勝山
② 雁が原スキー場
③ 福井和泉スキー場
④ 九頭竜スキー場
⑤ 新保ファミリースキー場
⑥ 今庄365スキー場
- 利用補助券発行予定枚数／5,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)
- 補助額／リフト料金の一部(500円)を補助します。

アイススケート

- 期 間／12月23日～2月28日
- 場 所／ニューサンピア敦賀
- 利用補助券発行予定枚数／4,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)
- 補助額／入場料の一部(500円)を補助します。

お申し込み・お問い合わせ先 (一財)福井県社会保険協会 〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016
http://www.fukui-shahokyo.jp/

第17回 社会保険ボウリング大会

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康の保持増進および体力の向上を図るため、「社会保険ボウリング大会」を下記により開催いたしますので、奮ってご参加ください。参加を希望される事業所は、参加申込書(下記様式参照)に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXにて**11月4日(金)までにお申し込みください。**

日時

11月27日(日) 12:00スタート

場所

アル・プラザボウル 鯖江市下河端16-16-1 TEL 0778(54)0089

募集チーム数

24チーム 先着順に受け付けますので、お早めにお申し込みください。(順次、ハガキでお知らせします)

参加料

1チームにつき2,000円(シューズ代含む)

参加資格

事業所ごとに編成されたチームとし、原則として1事業所1チームとします。ただし、1事業所の被保険者の数が10名未満の場合は、2つ以上の事業所が連合して1チームを編成することができます。なお、平成28年度の社会保険協会費が未納の事業所は参加できません。

競技方法

- ① チームは3名編成とする。
(年齢の制限・男女の区別なし)
- ② 1チーム3名の選手が各々3ゲーム行う。
(団体戦・個人戦を兼ねる)
- ③ 1チームごとに同一レーンを使用する。
投球レーンの割り振りは、当日(受付時)抽選にて行います。
- ④ スコアおよび投球順は、コンピュータ処理により自動的にモニターに表示(記録)されるので、モニターの表示に従って競技を行う。
- ⑤ ハンデキャップ(年齢は大会当日の満年齢とする)

1ゲーム	59歳以下	60~69歳	70歳以上
男子	0点	10点	15点
女子	20点	25点	30点

⑥ 順位の決定方法

- ① 団体戦…各チームごとの3ゲームの総得点により決定
- ② 個人戦…選手個人の3ゲームの得点合計により決定
- ③ 団体戦・個人戦において同一点数の場合は、ハイスコアとロースコアの差が少ない方を優先し順位を決定

⑦ 表彰等

団体賞…優勝・準優勝・3位・当月賞・大会賞
個人賞…優勝・準優勝・3位・とび賞・BB賞
参加賞…参加者全員



社会保険ボウリング大会参加申込書

事業所名		
事業所所在地 〒		
事業所記号・番号		(記入例…01 アイウ 12345)
担当者		
TEL		
氏名	年齢 (大会当日)	性別
(フリガナ)	歳	男・女
(フリガナ)	歳	男・女
(フリガナ)	歳	男・女

申込書は福井県社会保険協会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.fukui-shahokyo.jp/>

※お申し込みいただいた内容(個人情報等)は、ボウリング大会以外の目的で利用することはありません。

お申し込み・お問い合わせ先 (一財)福井県社会保険協会 〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階
TEL 0776(53)8016 FAX 0776(53)8112

賞与を支払ったら…

「賞与支払届」と

5日
以内に

「賞与支払届総括表」を提出してください

賞与（ボーナス等）を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。

なお、届出された「賞与支払届」により「標準賞与額」が決定され、それが将来の年金に反映されます。

★記入もれ等により内容が不明瞭な場合は、届書を返戻します。

★届出がないときは、支払予定月の翌々月に、催告状を送付します。

1 賞与支払届

賞与支払予定月の前月に、被保険者情報を印字した届出用紙を事業所あてに送付します。

この届出用紙に被保険者ごとの支給額を記入して作成してください。

2 賞与支払届総括表

賞与支払届を提出する際は、あわせて賞与支払届総括表も提出してください。

★支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、賞与支払届総括表による届出は必要ですので、提出をお願いします。

賞与とは

賞与の対象となるもの

- ◆ 賞与（役員賞も含む）・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏（冬）期手当・越年手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの
- ◆ 上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

賞与の対象とならないもの

- ◆ 左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの（標準報酬月額の対象になります。）
- ◆ 恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など
- ◆ 出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金・健康保険の傷病手当金など

賞与にかかる保険料の計算方法

個人ごとに支払った賞与の金額の1,000円未満を切り捨てて、「標準賞与額」を算出してください。
この標準賞与額に保険料率を掛けて、個人ごとの保険料を計算してください。

1 標準賞与額の算出

賞与の支給額が600,780円の場合、1,000円未満を切り捨ててください。

600,780円 → 600,000円が
標準賞与額となります。

2 保険料の計算

【例】

〈健康保険料〉

$$\text{標準賞与額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

$$600,000\text{円} \times \frac{9.93}{100} = 59,580\text{円}$$

〈厚生年金保険料〉

$$600,000\text{円} \times \frac{18.182}{100} = 109,092\text{円}$$

〈子ども・子育て拠出金〉

$$600,000\text{円} \times \frac{0.2}{100} = 1,200\text{円}$$

3 保険料率等

	保険料率	標準賞与額の上限	保険料の負担
健康保険	9.93% 40歳から64歳の方は11.51%（注）	573万円 （4月1日から3月31日までの間）	事業主と被保険者が折半
厚生年金保険	18.182%	150万円	事業主と被保険者が折半
子ども・子育て拠出金	0.2%	150万円	全額事業主負担

（注）40歳から64歳の方は、介護保険料（1.58%）を健康保険料に上乗せとなります。

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901（厚生年金適用徴収課）

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

その年に納付された国民年金保険料について、税金の社会保険料控除を受けるためには、確定申告または年末調整の際に、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類(控除証明書または領収証等)を添付することが義務づけられています。

このため、本年も11月に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付させていただきます。年末調整または確定申告の際に必ず添付しましょう。

対象者：平成28年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付された方

(注) 10月以降に国民年金に加入された方など、10月1日以降に初めて納付された場合は、平成29年2月に送付する予定です。

●控除証明書についてのお問い合わせは

ねんきん加入者ダイヤル

 **0570(003)004**

ナビダイヤル®

昨年とは電話番号が変更されていますのでご注意ください。

一般の固定電話からは、全国どこからでも市内通話料金で利用できます。携帯電話等からは、通常の通話料金がかかります。

★「050」から始まる電話からおかけになる場合は **03(6630)2525** 通常の通話料金がかかります。

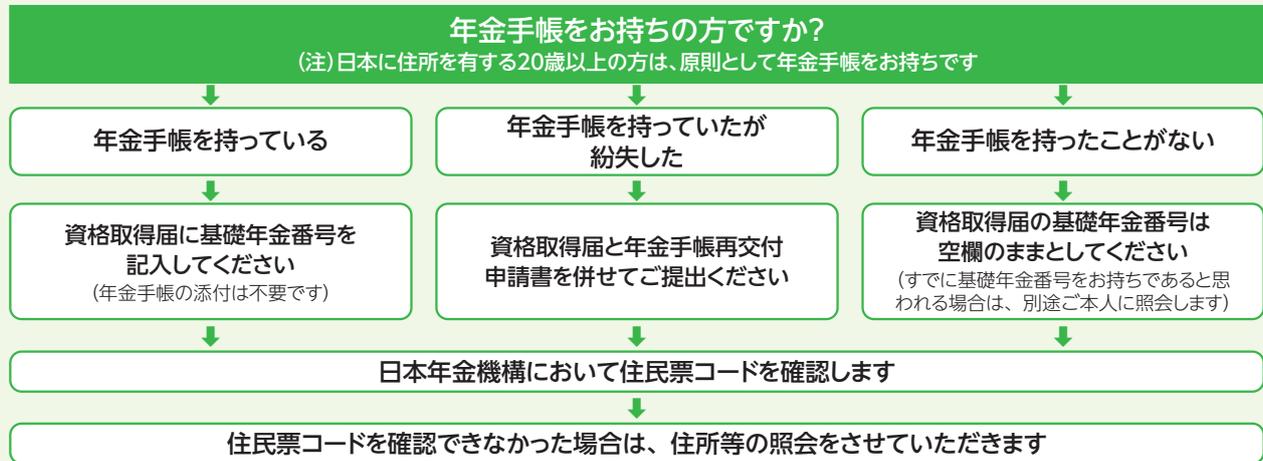
●お問い合わせ先：各年金事務所「国民年金課」 福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902

事業主の皆様へ 従業員を採用したとき、基礎年金番号の確認にご協力ください

日本年金機構では、公的年金のサービス向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの結びつけを進めています。この結びつけを一層促進するため、平成28年9月から、厚生年金保険の加入時にも住民票コードとの特定を行うこととしました。住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主様あてに住民票上の住所等の照会をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



「資格取得届」作成時にご確認ください



●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901(厚生年金適用徴収課)

シリーズ年金

11月は「ねんきん月間」です ～11月30日は「年金の日」です～

日本年金機構では各団体と協働して取り組みます

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」とし、厚生労働省と協力して、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

また、11月30日(いいみらい)は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」となっています。ぜひこの機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

日本年金機構が行う主な活動

▶ 年金相談の窓口として、
全国各地で「出張年金相談」を開設します。

▶ 職域型年金委員の皆さまを対象とした
研修会を開催します。

▶ 年金委員表彰式を開催します。

▶ 事業所や教育機関(大学・高校)などに出向き、
年金制度説明会の開催やパンフレットの配布を行います。



ねんきんネット

年金記録や年金見込額が
簡単に確認できます!

この機会に、ご自身の未来の生活設計について考えて
みませんか?
まだ登録されていない方は、ぜひご登録ください。

ねんきんネット

検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/



万が一のとき
知っておくと
便利!

限度額適用認定証

入院などで医療費が高額になるとき、窓口負担を軽減できます

病気やケガで治療を受けるとき、病院での窓口負担は3割ですみますが、入院や手術などで医療費が高額になるときは3割負担でも高額になります。そんなときは「限度額適用認定証」を利用すると、窓口負担が軽減されます。



Q 限度額適用認定証ってどんなしくみ?

A 限度額適用認定証を使うと、窓口負担が「自己負担限度額」までに抑えられます。

(例) 医療費が100万円(3割負担)の場合

限度額適用認定証を使わないとき 窓口負担30万円

限度額適用認定証を使うと 窓口負担約8万円*

自己負担限度額は収入によって異なります。*

お勤めの方(被保険者)の給与(月額)	1カ月の窓口負担額の目安
83万円以上	約25万円
53~83万円未満	約17万円
28~53万円未満	約8万円
28万円未満	57,600円
市区町村住民税の非課税者	35,400円

(注) 70歳以上の方は「高齢受給者証」をご利用ください。

Q どういうときに使えるの?

A 1カ月の医療費が高額になるときに使えます。

たとえば、通院だけとお薬代がかかるとき

大きな手術を受けるとき

入院するとき



Q 手続きはどうすればいいの?

A まずは協会けんぽにお申し込みください。



Q 申請後、どのくらいで届くの?

A 1週間程度で届きます。

Q 医療費が高額になるかどうかわからなくても申請していいの?

A 高額になるかどうかわからなくても申請できます。



万が一のときの窓口負担軽減のために、限度額適用認定証をぜひご活用ください

お問い合わせ先

全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8302
(業務グループ)



鮭ときのこのこのハーブ蒸し

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

- 生鮭 …… 2切れ(1切れ80g)
- 白ワイン …… 小さじ2
- 塩 …… 小さじ2/3
- 黒こしょう(粗びき) …… 少々
- エリンギ …… 2本(100g)
- まいたけ …… 1/2株(40g)
- えのきたけ …… 1/2株(40g)
- ローズマリー …… 少々

●作り方

- 約30cm×30cmのオープンペーパーの中央に生鮭を置き、白ワイン、塩半量、黒こしょうをふる。
- 手で縦に裂いたエリンギと、根元を包丁で切り落としたまいたけとえのきたけ、ローズマリーを生鮭の上に乗せる。残りの塩をふる。
- オープンペーパーの上下を合わせて2回ほど折り込み、両端をしっかりとねじる。
- フライパンに③を乗せてフタをする。約7分、弱めの中火にかける。
※電子レンジの場合は500Wで3分半加熱する。

料理制作/wato (管理栄養士・フードコーディネーター)
スタイリング/UKO



ヘルシーポイント

きのこは食物繊維が豊富で、血糖値の抑制に効果的。糖質の代謝を助けるビタミンB1も含んでいます。低カロリーなので肥満防止にも役立ちます。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
10月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
12月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17

8:30~17:15

8:30~19:00(相談時間を延長)

9:30~16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

- 勝山市民会館
11月10日(木) 10:00~15:30
12月 8日(木) 10:00~15:30
- 坂井地域交流センター(いねす)
10月20日(木) 10:00~15:30
11月17日(木) 10:00~15:30
- 大野商工会議所
10月27日(木) 10:00~15:30
11月24日(木) 10:00~15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横)
10月27日(木) 10:00~15:00
11月10日(木) 22日(火)10:00~15:00
12月 8日(木) 10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月~金曜日9:00~17:15

▼事業所の名称・所在地などに変更があった場合は社会保険協会までご提出ください。

会員事業所変更届			
事業所整理記号・番号(記入例: 01 アイウ 12345)			
	変更前 (必ずご記入ください)		変更後 (該当する欄のみご記入ください)
フリガナ			
事業所名称			
事業所所在地	〒	—	〒
電話番号	—	—	—